

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：11601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530266

研究課題名(和文) 日本・韓国・台湾における外国人労働者政策と支援システムに関する国際比較研究

研究課題名(英文) The international comparative study about the foreign worker policy and the support system in Japan, Korea, and Taiwan.

研究代表者

佐野 孝治 (SANO, Koji)

福島大学・経済経営学類・教授

研究者番号：10245623

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本・韓国・台湾における外国人労働者政策と支援システムに関する国際比較研究を行った。外国人労働者の権利擁護に取り組むNGO、労働組合、弁護士グループ、国際交流協会からインタビューを行い、権利擁護施策の最新の動向を得た。またベトナム調査を実施し、帰国した実習生、その家族からインタビューを行い、報告書にまとめた。さらに、外国人労働者支援のための幅広いネットワークを構築した。

研究成果の概要(英文)： We performed the international comparative study about the foreign worker policy and the support system in Japan, Korea, and Taiwan. We had interviews to get the current informations with NGO, labour union, lawyers group, and international friendship associations who work to protect the human rights of foreign workers. And we had interviews with former trainees and their family, and published the report of reseraches. Furthermore, we built a wide network to support foreign workers.

研究分野：経済学

キーワード：外国人労働者 技能実習生 韓国 台湾 ベトナム

1. 研究開始当初の背景

(1)日本における外国人研修・技能実習生の受け入れ数は、過去10年間で約5倍に急増し、2010年現在では20万人に達している。この制度に対しては国内外の批判が大きく、2010年7月に改正・出入国管理及び難民認定法が施行され、新しく「外国人技能実習制度」が創設された。これにより外国人労働者に労働法が適用され、受け入れ企業に対する監督・支援機能が強化された点は評価される。しかし依然としてブローカーの存在を許すシステムになっている。

(2)他方、韓国と台湾に目を向けると、いずれも外国人労働者受け入れ国に転換している。韓国は2000年代に入り、「日本モデル」を捨て、雇用許可制(2004年8月)などの外国人労働者政策、外国人処遇基本法(2007年5月)や多文化家族支援法(2008年3月)などの面で日本よりも速いスピードで制度革新を進めている。雇用許可制は様々な問題点は残っているものの日本の研修生・実習生制度よりは優れた制度である。

2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、日本・韓国・台湾における外国人労働者政策と支援システムの実態について、統計分析、文献研究およびアンケート調査、ヒアリング調査をもとに比較分析することである。

(2)日本における研修生・技能実習生の就労・生活の実態をアンケート調査、ヒアリング調査により明らかにする。さらにこの実態調査と比較分析をもとに外国人労働者と共生していくためのアクションプランを策定する。

3. 研究の方法

本研究では、日本、韓国、および台湾における外国人労働者政策と支援システムに関する国際比較研究を行うため、以下の研究調査を実施するとともに、外国人労働者支援のためアクションプランを策定する。

日本・韓国・台湾における外国人労働者関連の文献収集と分析。

日本における外国人労働者の実態と支援システムを明らかにするためのアンケート調査の実施。

韓国と台湾でのフィールドワーク。外国人労働者関連機関・団体に対するヒアリング調査の実施。

ベトナムでのフィールドワーク。送り出し機関、帰国研修生に対するヒアリング調査の実施。

外国人労働者支援のためのアクションプランの作成。

4. 研究成果

日本、韓国、台湾の外国人労働者の実態と外国人労働者政策に関する実態調査を行うとともに、送出し国のベトナムでの、帰国研

修生や送出し機関等の調査を行なった。これにより日本、韓国、台湾の外国人労働者の実態と政策を比較分析した。

さらに坂本恵を中心に、佐野孝治、村上雄一も参加して、「地球市民の働き方ふくしまネットワーク」を設立し、法律家、国際交流関係者、行政関係者、企業家、労働組合など幅広いネットワークを構築している。

(1)国内調査

以下の調査先で、権利擁護施策についてのヒアリング調査を行い、最新の動向を得た(研究分担者:坂本恵)。山形県国際交流協会、ボランティアIVY、東京都武蔵野市国際交流協会、東京外国語大学多文化共生センター、浜松市国際交流協会、名古屋市国際交流協会、愛知県労働組合総連合、三重県国際交流財団、愛伝舎、鈴鹿市国際交流協会、徳島県労連、長崎県労連、熊本県労連、外国人技能実習制問題弁護士連絡会など。

(2)海外調査

ベトナム 3回 のべ6名

韓国 3回 のべ3名

台湾 2回 のべ3名

(3)韓国の雇用許可制の評価



以前の産業研修生制度と比較すれば、大幅に改善されていると評価できる。特に、送出国と協力して、政府主導型のシームレスな外国人労働者の受入れプロセスを構築しており、プロセスの透明化と不正の減少に貢献している。さらに労働者の求職コストだけでなく、事業主の求人・管理コストの削減にもつながっている。このことが評価され、2011年に「国連公共行政大賞」の受賞につながった。

ただし、賃金格差や差別を根絶することはできていないし、不法労働者も雇用期間の満了に伴い増加傾向にある。さらに、外国人の増加に伴って、外国人犯罪も増加し、多様化、凶悪化、組織化が進むなど新たな問題も発生している。

アジアの受入れ各国では、外国人労働者を確保するために、不断に「制度革新」を進め、韓国も雇用許可制の問題点を分析し、改善を進めている。これに対し、安倍政権の外国人労働者受入れ拡大策は、従来の技能実習生制度の枠組みを維持したものであり、国際協力と単純労働者の利用というダブル・スタン

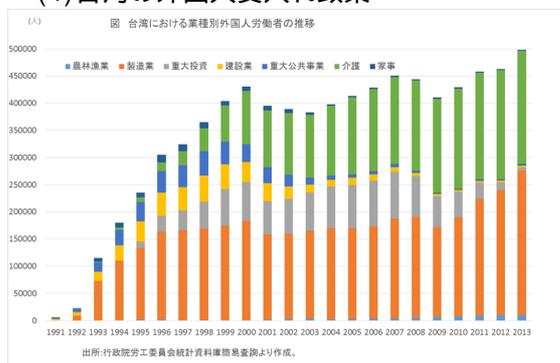
ードのジレンマから抜け出すことはできていない。

長期的な労働力人口の減少に合わせて外国人労働者を受け入れていくためには、技能実習生制度の枠組みにこだわるのではなく、雇用許可制や労働許可制の導入も含め、新たな外国人労働者受入れ政策への転換を進めていくべきだと考えられる。

	日本	韓国	台湾	シンガポール
制度	技能実習生制度	雇用許可制	雇用許可制	労働許可制
在留資格	技能実習生	労働者(非専門就職、訪問就職)	労働者(就労ビザ)	労働者(労働許可:WP)
運営主体	民間	公的機関	民間(一部は公的機関)	民間
就労期間	3年	9年8か月(最長)	12年(最長)	有効期間2年、更新可
事業場変更	できない	原則3回	原則できない	できる

出所:佐野孝治(2015)「韓国における「雇用許可制」の社会的・経済的影響 日本の外国人労働者受入れ政策に対する示唆点(2)」,『福島大学地域創造』,第26巻第2号。

(4)台湾の外国人受入れ政策



台湾でも、90年代以降、経済成長につれて人手不足が深刻化したため、単純技能外国人労働者の受け入れが進んだ。91年には2999人にすぎなかったが、13年末には48万9134人に激増した。これは台湾の労働力人口1140万人の約4%に相当する。

台湾では、製造業と在宅介護の分野での外国人労働者の受け入れが中心である。特に在宅介護分野では労働基準法が適用されておらず、外国人女性労働者に対する低処遇や人権侵害が問題となっている。今年11月に、筆者が台湾で行った実態調査でも、介護労働者や外国人支援団体による集会在、労働部前で開かれており、「家事労働も労働だ!」、「すべての労働者に最低賃金を!」などのスローガンが叫ばれていた。

台湾でも韓国と同様に雇用許可制をとっており、労働市場補完性(台湾人優先雇用)の原則、均等待遇(差別禁止)の原則、定住化防止の原則などは韓国と同じであるが、韓国では受入れシステムを公的機関が担っているのに対し、台湾では民間仲介業者・ブ

ローカーが担っている点が異なっている。

台湾では、介護労働者は民間の仲介業者経由で、直接、各家庭に供給される。日本では、介護・看護分野に外国人労働者を受入れる場合、国家資格、日本語能力などハードルが高いが、それに比べれば、中国語や介護スキルなどの訓練はそれほど行われていない。インドネシア人が多いが、コミュニケーションが取れない人もいるという。

台北市や新北市の外国人労働者担当者に対するインタビューにおいて、日本において介護労働者を受け入れる際、以下の点に留意したほうが良いとのことであった。受入れ条件を緩和する場合には慎重にする必要がある。賃金など低い労働条件だと、失踪してしまう。②介護労働者の質に関しては、海外での訓練はあまりあてにならず、介護スキルを持たない労働者が多く入っている。受け入れる場合は、日本国内で、言葉、生活習慣、介護スキルを訓練したほうが良い。悪質な仲介業者、ブローカーが存在するので、対策が必要である。

(5)学会参加・発表、研究会、シンポジウム開催

- 科研費研究会 12回開催(福島市)
- ベトナム学国際会議(ハノイ市)
- 移住連シンポジウム(名古屋)
- 移民政策学会(東京)
- 技能実習生問題弁護士連絡会との研究会(東京・福島)



外国人労働者の権利擁護に関する国際シンポジウム(福島大学)

(6)提言

- 佐野孝治「韓国の雇用許可制について」、法務省・第6次出入国管理政策懇談会、招待報告、2014年7月。
- ②佐野孝治、「韓国・台湾における外国人労働者政策について」、自由民主党政務調査会・外国人労働者等特別委員会、招待報告、2014年6月。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計8件)

佐野孝治、韓国における「雇用許可制」の社会的・経済的影響、福島大学地域創造、査読有、第26巻第2号、2015、3-22

- ②村上雄一、19世紀末から20世紀初頭の白豪主義と北部豪州の日本人労働者、福島大学行政政策論集、査読有、第27巻4号、2015、65-85

佐野孝治、韓国の「雇用許可制」と外国人労働者の現況、福島大学地域創造、査読無、第26巻第1号、2014、33-52

佐野孝治、韓国の成長モデルと日韓経済関係の変化、商学論集、査読有、第83巻第2号、2014、1-22

佐野孝治、グローバル化と韓国の輸出主導型成長モデル、歴史と経済、査読無、219号、2013、34-36

坂本恵、福島原発事故の教訓から見たベトナムへの原発輸出の課題、福島大学地域創造、査読有、第15巻第1号、2013、44-64

坂本恵、佐野孝治、村上雄一、被災地、避難所における外国籍住民の生活状況実態把握緊急調査、支援策策定研究、福島大学地域創造、査読無、別冊、2012、76-78

佐野孝治、世界金融危機以降における韓国経済のV字型回復と二極化、商学論集、査読有、第80巻、第1号、2011、59-78

〔学会発表〕(計5件)

坂本恵、「福島県被災地の現状」東南アジア学会・全国大会、鹿児島大学、2013。

- ②坂本恵、「災害時に何が起こったのか 福島の現状からベトナムへの原発輸出政策をどう見るのか」、国際開発学会東海支部研究会、招待講演、三重大学、2013。

佐野孝治、「東日本大震災・原発事故からの復興プロセス 被災地・福島の視点から」、韓国日本学会第85回学術大会、招聘報告、淑明女子大学校、韓国ソウル市、2012。

佐野孝治、「グローバル化と韓国の輸出主導型成長モデル グローバリゼーションに対する強靱性と脆弱性」、政治経済学・経済史学会(共通論題)、慶應義塾大学、2012。

坂本恵、「原発事故、災害時に何が起こったのか 福島の現状と展望を中心に」、移民政策学会大会シンポジウム招聘講演、明星大学、2012。

〔図書〕(計3件)

佐野孝治・他、福島大学国際災害復興学研究チーム(分担執筆)、八朔社、東日本大震災からの復旧・復興と国際比較、2014。

- ②坂本恵・他、学習の友社、外国人実習生 差別・抑圧・搾取のシステム、2013。

佐野孝治・他、歴史学研究会編(分担執筆)、岩波書店、20世紀の世界 世界史料(「産油国の韓国人労働者」)、2012。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐野 孝治 (SANO, Koji)
福島大学・経済経営学類・教授
研究者番号: 10245623

(2) 研究分担者

坂本 恵 (SAKAMOTO, Megumi)
福島大学・行政政策学類・教授
研究者番号: 90302314

(3) 連携研究者

村上 雄一 (MURAKAMI, Yuichi)
福島大学・行政政策学類・准教授
研究者番号: 10302316